



記者発表資料 2枚

令和5年6月30日  
福島県喜多方建設事務所

## 塩川山都線 新宮橋 の通行止めについて

塩川山都線の新宮橋は、令和3年度の定期点検結果を踏まえ、健全性を診断する橋脚部の損傷状況等の詳細調査を実施するため、令和4年12月15日から通行止めをしています。

調査の結果、橋脚部における断面欠損や鉄筋の露出、鉄筋径の減少、また、橋桁を支える部材の損傷により、橋梁の機能に支障が生じており、道路利用者の安全な通行を確保できない状況であることから、引き続き通行止めを継続いたします。

(橋脚及び支承の一部が国土交通省道路局(H31.2)道路橋定期点検要領における判定区分Ⅳに該当)

今後、農作業車や乗用車の通行が可能となるように9月末の暫定通行(重量制限:2t以下)を目指し、応急工事を進めます。また、応急工事と並行して従前の機能を確保する恒久対策についても検討してまいります。

なお、暫定通行を開始する際には、通行再開時期と一時的な通行止め基準について、事前にお知らせいたします。(橋梁の通行に影響を及ぼす恐れのある地震や大雨の際には、一時的に通行止めを行い、安全確認を行う予定です。)

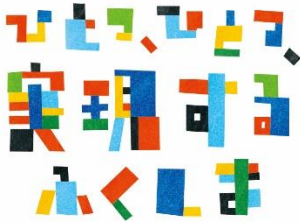
地域住民の皆様及び道路利用者の皆様には、当分の間、御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いします。



### 【問い合わせ先】

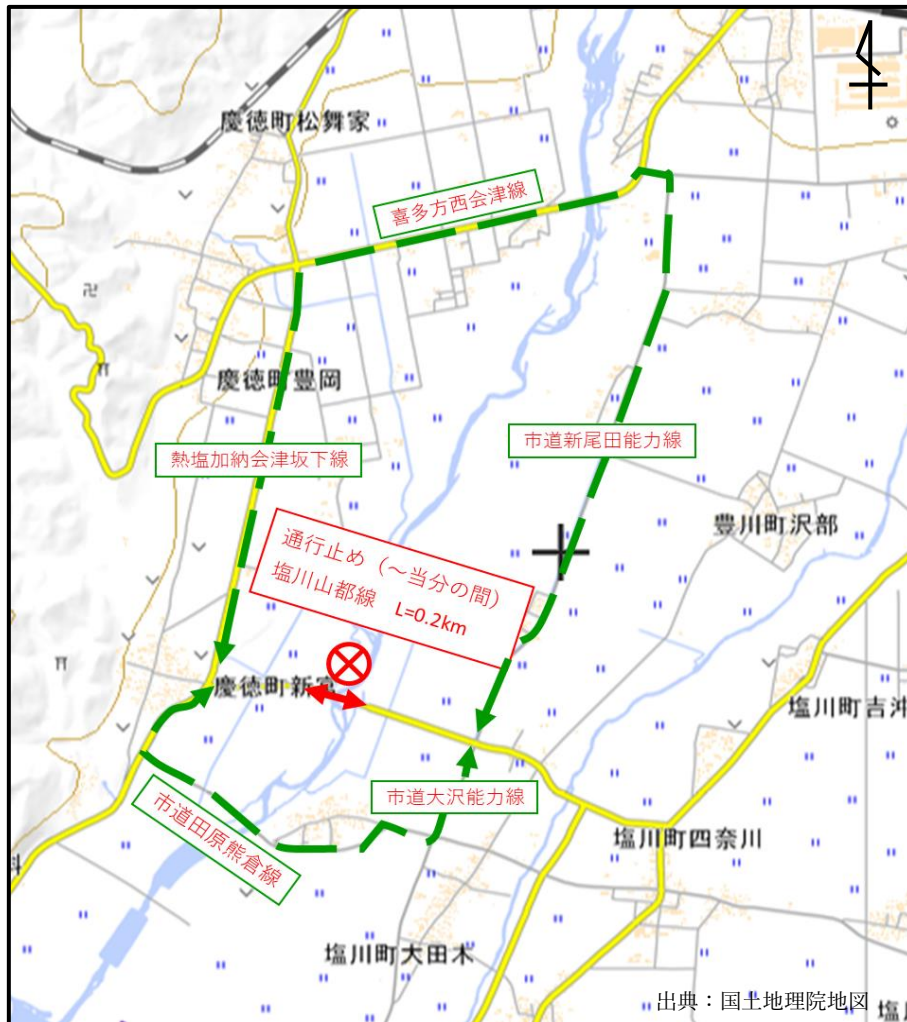
福島県喜多方建設事務所 担当者：企画管理部長 湯田 博文(ゆだ ひろふみ)

電話 0241-24-5704 F A X 0241-24-5729



## 通行止めの概要

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 路線名     | 塩川山都線 新宮橋 (架設 1960 年 (昭和 40 年)、供用後 58 年経過) |
| 2 通行止めの区間 | 喜多方市慶徳町新宮字新宮地内 新宮橋                         |
| 3 通行止めの区分 | 全面通行止め L = 0.2 km (新宮橋)                    |
| 4 通行止めの理由 | 橋脚部及び支承部の損傷により橋梁の機能に支障が生じているため。            |
| 5 通行止めの期間 | 当分の間 (令和 5 年 9 月末 重量制限 (2 t 以下) による通行再開予定) |
| 6 迂回路     | 下図のとおり                                     |



出典：国土地理院地図